

・・・ 食品の表示 ・・・  
ミネラルウォーター類の表示は？

暑い日も多くなってきました。私たちが普段飲んでいるミネラルウォーター類（容器入り飲料水）について、まとめてみましょう。これらの区分については、農林水産省がガイドラインを定めています。ミネラルウォーター、特に原水の成分に無機塩添加などの調整を行っていないものは、ナチュラルウォーター、ナチュラルミネラルウォーター、一方、原水が地下水でないものは、ボトルドウォーターの4種類に分けられます。品名、原材料、内容量、賞味期限、保存方法、採水地、使用上の注意、使用方法、製造者等を容器又は包装に一括して表示するものとしています。買うときには、必ずチェックをしたいものです。

● 原材料名は原水の種類を記載することになっていますが、主なものは

1.浅井戸水

浅井戸からポンプ等により取水した地下水

2.深井戸水

深井戸からポンプ等により取水した地下水

3.湧水

自噴している地下水

4.鉱泉水

自噴する地下水のうち水温が25℃未満の地下水で、溶存鉱物質等により特徴付けられる地下水

5.温泉水

自噴する地下水のうち水温が25℃以上の地下水、または温泉法第2条に規定される溶存鉱物質等により特徴付けられる地下水のうち飲用適のもの

6.伏流水

上下を不透水層にはさまれた透水層が河川と交わるときに透水層内に生じる流水

7.鉱水

ポンプ等により取水した地下水のうち溶存鉱物質等により特徴付けられる地下水

私たちが利用しているミネラルウォーターの表示についてはご存知だったでしょうか？ 日本のミネラルウォーターは、なんらかの形で、殺菌、ろ過しなければ生産が認められていません。良質で、しかも安全であっても殺菌が義務付けられています。賞味期限はそのミネラルウォーターが未開封の状態、どのくらいの期間、品質を保てるのかを表示してあり、通常、国産のものは1年間のものが多いようです。

(記 今野 勇)